

北九州医療・介護連携プロジェクト会議 第5回合意事項等

日 時	令和元年8月19日(月) 19:00~20:30		
場 所	北九州市役所 3階 大集会室		
参加者	北九州市医師会	安藤 文彦	○
	福岡県介護老人保健施設協会北九州ブロック	犬塚 寛	○
	小倉医師会訪問看護ステーション	加藤 ひとみ	○
	福岡県看護協会	閑地 敦子	○
	北九州市薬剤師会	佐藤 千穂	○
	北九州市歯科医師会	重藤 弘之	○
	ケアマネット21	白木 裕子	○
	小倉在宅医療・介護連携支援センター	白土 健司	○
	北九州高齢者福祉事業協会	曾我 満美	○
	福岡県作業療法協会	玉野 和男	○
	福岡県介護支援専門員協会	坪根 雅子	○
	福岡県医療ソーシャルワーカー協会	藤好 正和	○
	福岡県理学療法士会	山内 康太	欠席
協議事項1 説明・周知状況	○状況を共有。		
協議事項2 プロジェクト への協力状況	○状況を共有。		
協議事項3 病院窓口 ガイド	○状況を共有。残り6病院に今後協力依頼を行う。		
協議事項4 北九州とびう めネット連携 事業(骨子→素 案)	<p>○以下の点を作業部会等で検討することとした上で、「素案」については、引き続き関係者と調整することについて合意。</p> <p>①複数の窓口で受け付けるため、登録している人かどうかをわかるようにすると良い。例えば、登録申出書を預かった人が保険証や介護保険証にシールを貼るなどの対応ができないか。例：各窓口に大量に「シール」をストックしておくといった対応もできる。</p> <p>②申出書受理フローの「ケース・タイミング」において、ケアマネ等が「登録申出が必要と判断した場合」の「優先的に登録申出書を取るべき人」のモデル（例えば、独居、老老世帯、緊急通報システムに登録している方、搬送歴がある方）を示す必要がある。</p> <p>③特別養護老人ホーム、老人保健施設で取得した登録申出書は、とびうめネット事務局への郵送のみでなく、区役所へ持参することで受け付けてもらえないか。</p> <p>④グループホームなど、住宅系施設の入居者について、登録申出書をとれるような方策を考えるべきではないか。</p> <p>⑤要支援になるかならないかの方から登録いただく必要があるため、市民センター等でも申出書をとれるようにしたり、市政だよりで周知したりなど市民啓発に取り組むべきでないか。</p>		

	<p>○その他以下のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申出書をデータで読み込み、とびうめネット事務局にデータ送付をしたいがどうか。 →逆に手間がかかる可能性がある。どちらにしても、原本はとびうめネット事務局で一括管理する。 ・施設は入所手続きの際に登録申出書を取るようにすればよい。 ・登録説明書の3にある「医療機関等」の「等」は何か。 →事業拡大に合わせて閲覧できる方が例えば救急や地域包括など増加する可能性があることを見越してである。 ・別添「モデル実施を行うための下準備」にあるケアマネ向け説明会の案内については、「八幡東・西区の利用者がいる事業所はぜひご参加ください。いずれは全市展開をする。」といった文言を入れて欲しい。
<p>協議事項5 地域連携室等 連絡会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を共有。